

貸金庫規定改定のお知らせ

株式会社みなと銀行

当社では、貸金庫契約の当初契約期間の使用料について変更させていただくため、2024年8月1日より貸金庫規定の一部を改定させていただきます。

【貸金庫規定の改定内容】

以下の条項を追加・変更いたします。（下線部分を変更）

改定前	改定後
<p>3.（使用料）</p> <p>（1）貸金庫の使用料は当社所定の料率により、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当社所定の日、に、借り主が指定した預金口座から、自動的に引き落とし、使用料に充当します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割り計算により前記自動引き落としの方法で支払うものとしします。</p> <p>（2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。</p> <p>（3）契約期間中に解約があった場合、解約日にかかわらず、その月の分まで使用料を支払うものとしします。前記（1）の自動引き落とし後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日の属する月までの使用料を月割り計算により返戻します。</p>	<p>3.（使用料）</p> <p>（1）貸金庫の使用料は当社所定の料率により、1年分を前払いするものとし、毎年4月の当社所定の日、に、借り主が指定した預金口座から、自動的に引き落とし、使用料に充当します。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または小切手の振出しは不要とします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に<u>契約日の属する月の翌月から月割り計算により前記自動引き落としの方法で支払うものとしします。</u></p> <p>（2）同左</p> <p>（3）契約期間中に解約があった場合、解約日にかかわらず、その月の分まで使用料を支払うものとしします。前記（1）の自動引き落とし後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日の属する月までの使用料を月割り計算により返戻します。<u>なお、契約月と同じ月の末日までに解約する場合は、月割り計算で1ヶ月分の使用料を控除後返戻するものとしします。</u></p>

【改定日】

・2024年8月1日（木）

【対象規定】

- ・貸金庫（手動）規定
- ・貸金庫（自動）規定

以上